

毎週火、金曜日発行（但休日、当りなきは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇訓令 甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項の一部改正
- ◇告示 土地改良区の成立
土地改良事業計画書の縦覧
失業保険法の適用を除外される者
鳥取県特定物資流通調査要綱
土地改良区役員の退任及び就任
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇教委規則 教育長に対する事務委任規則の一部改正
- ◇公告 昭和三十四年度鳥取県第三種冷凍機械主任者資格試験の実施

訓 令

鳥取県訓令第六号

本庁内部部局の長

甲類附属機関の長
地方機関の長

昭和二十八年五月鳥取県訓令第十号（甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表中

「美保渉外労働管理事務所」係長
自治研修所 次長、部長、行政連絡員、東京事務所 次長、部長、行政連絡員、

を「自治研修所」次長、部長、行政連絡員」に
「東京事務所」次長、部長、行政連絡員」に

改め、「農業協同組合講習所」次長」を削り、農業試験場一係長、科長、室長、分場長」の次に「農業講習所
農業改良普及

所 次長」を加え、「土木出張所」課長」の下に「
支所長」を加える。

附 則

支所長

この訓令は、昭和三十四年四月二十五日から適用する。ただし、農業改良普及所にかかる改正部分は、昭和三十四年五月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第二百九十四号

鳥取市八坂前田正明ほか十五人の者から申請のあつた鳥取市上井手土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十四年五月十八日成立した。

昭和三十四年五月二十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百九十五号

昭和三十二年十二月十日付で鳥取市横枕横田重寿ほか十四名の者から申請のあつた鳥取市横枕土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審

査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。
昭和三十四年五月二十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年五月二十六日から同年六月十四日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市尙徳町 鳥取市役所

鳥取県告示第二百九十六号

失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）第七条及び同法施行規則（昭和二十四年労働省令第六号）第六条第一項第三号の規定により、昭和三十四年四月一日か

ら失業保険法の適用を除外される者は、次のとおりである。

昭和三十四年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

次に掲げる町に雇用される者であつて国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）に準じ退職手当を支給される者

町 名

大栄町

日南町

鳥取県告示第二百九十七号

昭和三十四年度鳥取県特定物資流通調査要綱を次のように定める。

昭和三十四年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年度鳥取県特定物資流通調査要綱

一 調査の目的

本県における特定物資の流通事情及び流通経済の構造を明らかにして、産業振興施策の基礎資料及び民間企業体の経営資料を得ることを目的とする。

二 調査の時期

昭和三十四年六月十五日から六月二十一日までに調査を実施する。

三 調査の範囲

(1) 調査地域及び範囲
鳥取県全域とする。

(2) 調査品目

本調査における物資とは、販売の対象となる物資をいい、その調査品目は、次の基準により選ばれた鶏卵、味そ及びしょう油の三品目である。

(a) 産業振興施策上重要なもの

(b) 県外移（輸）出入口として重要なもの

(c) 県内消費として重要なもの

(d) このほか県経済施策上重要なもの

四 調査の種類

しょう油及び味そについては、製造業者及び卸売業者とし、鶏卵については、卸売業者（集荷業者）のみとする。

五 調査事項

昭和三十三年一月一日から十二月三十一日までの一年間における左記事項。

- 1 事業所名、2 所在地、3 本支店別、4 本所の所在地
- 5 経営組織、6 業態別、7 在庫高、8 購入総額、9 業態別購入状況、10 輸送機関の利用状況（購入）、11 購入代金の決済方法、12 購入先別購入状況、13 販売総額、14 業態別販売状況、15 輸送機関の利用状況（販売）、16 販売代金の決済方法、17 販売先別販売状況

六 調査の方法

知事の任命する調査員により所定の調査票を用いて行い、事業主の自計申告とする。

七 結果の公表

この調査の結果は、県総務部統計課において公表する。

鳥取県告示第二百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、中山町中井手土地改良区から次のように役員の変更及び就任の届出があつた。

昭和三十四年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 破

退任した役員の名及び住所

監事 西山 易雄 西伯郡中山町栄田

前田貞次郎 田中

就任した役員の名及び住所

監事 江原 隆英 西伯郡中山町栄田

前田貞次郎 田中

昭和三十四年三月二十九日通常総会において選挙の結果当選し、昭和三十四年五月二十日就任、任期二年。

鳥取県告示第二百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、北条川土地改良区から次のよう

に役員が退任及び就任した旨、届出があつた。

昭和三十四年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

監事 有福 諒藏 東伯郡北条町大字米里

岸田保太郎 土下

就任した役員の名及び住所

監事 有福 諒藏 東伯郡北条町大字米里

穂田 貞雄 北尾

昭和三十四年四月二十四日総代会において総選挙の結果当選し、同年四月三十日就任、任期二年。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和三十四年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年五月二十六日

教育委員会規則

- 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
- 一日時 昭和三十四年五月二十七日 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館
- 三 議題 1 参議院議員通常選挙の視察日程について
- 2 その他

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年五月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞彦

鳥取県教育委員会規則第六号

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任規則（昭和三十一年十月鳥取県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号及び第九号中「人事」の下に「（不利益

処分の審査に関する事務を除く。)を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十一条及び同法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十八号）第三十三条及び第三十四条の規定により、昭和三十四年度鳥取県第三種冷凍機械主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和三十四年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験科目及び時間

試 験 科 目	時 間
高圧ガスの取締に関する法令及び高圧ガスの製造に必要な保安管理の技術	午前九時三〇分から午後〇時三〇分まで

二 試験の日時及び場所

1 日時 昭和三十四年七月五日（日曜日）

2 場所 鳥取市本町 商工会館

三 受験手続

次の書類を各二部ずつ（ただし、写真は一枚）鳥取県経済部商工課に提出すること。

1 受験願書

高圧ガス取締法施行規則別表第十九による。

2 履歴書

同規則別表第二十による。

3 写真

手札型台紙付とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名、年令及び第三種冷凍機械主任者と記載すること。

四 受験手数料

鳥取県収入証紙七百元を受験願書（正本）の上部に貼りつけ、消印しないこと。

五 受験願書提出期限

昭和三十四年六月六日

六 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

昭和四年四月十五日第三種郵便認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 印刷所